

奈良県告示第三百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
宇陀市榛原笠間（〇〇四）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原三富寺（〇〇七）急傾斜 地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原比布（〇〇七）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原山路（〇〇九）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
宇陀市榛原檜牧（〇〇四一二）急傾 斜地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。